

第7章 維持管理

(維持管理誓約)

第65条 工事申込者は、給水方式が4・5階直結式、直結増圧式又は受水槽式給水の場合は、給水装置等の維持管理者を選任し、速やかに給水装置等維持管理者選任届兼維持管理事項に関する誓約書（様式第20号）を管理者に提出しなければならない。

2 給水装置の所有者は、前項の維持管理者に変更があったときは、速やかに給水装置維持管理者変更届（様式第21号）を管理者に提出しなければならない。

【解説】

- 1 提出する給水装置維持管理者選任届兼維持管理事項に関する誓約書には、次に掲げる事項について明確に記載すること。
 - (1) 給水装置所在地
 - (2) 建物名称、階層
 - (3) 給水装置番号
 - (4) 給水方式
 - (5) 建物管理人
 - (6) 給水装置維持管理者
- 2 直結増圧式のときは、前項に加え、増圧装置等維持管理者を記載すること。
- 3 受水槽式給水のときは、第1項に加え、電気設備及びポンプ設備維持管理者を記載すること。
- 4 工事事業者は、次の各号に掲げる維持管理事項を工事申込者に説明すること。
 - (1) 貸与メータの下流側の給水装置（受水槽以下設備も含む。）の維持管理及び水質管理は、給水装置所有者又は水道使用者の責任及び負担で行うこと。
 - (2) 局が行う計画的又は緊急的な断水の際に、水が使用できなくなることを承諾し、断水解除後の濁水の発生に伴う器具等の故障については、給水装置所有者又は水道使用者の責任で解決すること。
 - (3) 停電や故障により増圧装置又はポンプ設備が停止したとき等は、異議申し立てしないこと、及び非常用給水栓を設置しているときは、これを使用すること。
 - (4) 配管類、増圧装置、逆流防止装置、電気設備、ポンプ設備の定期点検を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (5) 受水槽式給水のときは、水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - (6) 貸与メータ下流側の給水装置の漏水修理については、給水装置所有者又は水道使用者の責任及び負担により、局の指示に従い速やかに行うこと。
 - (7) 貸与メータは、善良なる管理人の注意をもって管理し、貸与メータの検針及び取替に支障がないようにすること。

- (8) 増圧装置、受水槽設備、管理人室及び掲示板等に維持管理者名、連絡先等を明記し、水道使用者に周知すること。
 - (9) 給水装置の維持管理について、関係法令を遵守すること。
 - (10) 給水方式に関する紛争については、当事者間で解決すること。
 - (11) 給水装置所有者、管理人及び維持管理者に変更があったときは、速やかに局に届け出ること。
- 5 局が断水又は濁水等について事前に連絡をするときに必要となるので、給水装置維持管理者を変更した場合は、給水装置維持管理者変更届を速やかに管理者に提出しなければならない。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第66条 貯水槽水道のうち法第3条第7項に定める簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）の設置者の責務は、条例第43条第1項に定めるところによる。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者の責務は、規程第53条に定めるところによる。
- 3 前2項に規定する設置者は、断水、減水、濁水等について局から事前に連絡を受けたときは、止水栓等を閉止して濁水が受水槽に流入しないように注意するとともに、止水栓等を閉止している間は、受水槽の水位を点検し、ポンプの空運転を防止する等の適切な措置を講じなければならない。

【解説】

- 1 受水槽の容量が10m³を超えるものは、簡易専用水道となるので、その設置者は、条例第43条第1項に規定する法第34条の2に定めるところにより、簡易専用水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 受水槽の容量が10m³以下のものは、簡易専用水道以外の貯水槽水道となるので、規定第53条に定めるとおり管理すること。
- 3 簡易専用水道及び簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、断水、減水、濁水等について局から事前に連絡を受けたときは、受水槽以下設備に対し、適切な措置を講じなければならない。